

考える!?! 「この地域と一緒に暮らす」こと

～市民後見人のすすめ～

認知症や障がい等によって適正な判断ができず、大切な財産や地域で暮らす基本的な権利を阻害される恐れのある方たちがいます。その方たちの「権利」を護るために、地域で支え合うために

今、自分にできることは何か——

地域のもつ「力」、あなたの「力」!

あのロッキード事件を担当した元東京地検特捜部の「堀田力さん」が地域を語る!

入場無料

定員 150名*



ほったつとむ

講師：堀田力さん（弁護士）

公益財団法人さわやか福祉財団理事長
復興推進委員会委員（復興庁）

テレビ朝日放送番組審議会委員長 他各界で活躍中。

平成24年10月5日（金）

開演：午後6時30分～（受付開始：午後6時）

場所：ふれあいプラザ

東武東上線志木駅東口徒歩2分 フォーシーズ志木(丸井)8階

**※裏面の申込み用紙にて
事前の申込みをお願いいたします。**

申込み・問い合わせ先
社会福祉法人志木市社会福祉協議会
電話 048(475)2277
<http://www.shiki-syakyo.or.jp>

この地域で一緒に暮らす「～市民後見人のすすめ～」

□タイムスケジュール（予定）

18:00～	受付開始
18:30	開会、あいさつ
18:35～18:55	DVD上映 「自分らしい明日のために」（企画製作：一般財団法人民事法務協会）
19:00～20:30	講演「市民後見人のすすめ」 講師：堀田力氏
20:30	終了

□お申し込み・お問い合わせ

社会福祉法人志木市社会福祉協議会 相談支援事業所
電話 048-475-2277 FAX 048-475-0014
E-MAIL soudan@shiki-syakyo.or.jp

申 込 用 紙

9/21(金)×切

F A X 0 4 8 - 4 7 5 - 0 0 1 4

10/5開催「成年後見制度講演会」

氏名	電話（FAX）番号	居住地
		志木市・朝霞市・新座市・和光市 その他（ ）
		志木市・朝霞市・新座市・和光市 その他（ ）
		志木市・朝霞市・新座市・和光市 その他（ ）
		志木市・朝霞市・新座市・和光市 その他（ ）
		志木市・朝霞市・新座市・和光市 その他（ ）

※お預かりした個人情報本講演会に関する以外目的には利用しません。

※定員を超えた場合は抽選となります。ご参加いただけない場合のみご連絡いたします。

※メールでお申し込みの場合、件名は「成年後見制度講演会申込み」とし、メッセージ欄に「氏名」「電話番号」「居住地」を記入し送信してください。

※ご参加にあたり、特別な配慮が必要な方は事前にお申し出ください。

平成24年度市民後見人養成講座プログラム

基礎研修（22.5時間）						
月日	時間	単位	定員(名)	タイトル	内容	講師
11/10	9:15-9:30		—	開校式・オリエンテーション		
	9:30-12:30	3.0	180	市民後見概論	市民後見概論	司法書士
11/17	10:00-11:30	1.5	90	市町村・地域の現状	地域福祉（社協について）	志木市社会福祉協議会
	休憩（50分）					
	12:20-14:50	2.5	150	対象者理解	高齢者理解（認知症）	保健師
	休憩（10分）					
	15:00-17:00	1.0	60	対象者理解	障がい者理解（知的障がい）	志木社協多機能型事業所 サード管理責任者
		1.0	60	対象者理解	障がい者理解（精神障がい）	志木市健康増進センター 保健師
11/24	10:00-11:30	1.5	90	成年後見制度の基礎	成年後見制度概論	弁護士
	休憩（60分）					
	12:30-14:00	1.0	60	成年後見制度の基礎	各論Ⅰ 法定後見制度	弁護士
		0.5	30	成年後見制度の基礎	各論Ⅱ 任意後見制度	弁護士
	休憩（10分）					
	14:10-14:40	0.5	30	成年後見制度の基礎	成年後見制度と市町村責任 成年後見制度利用支援事業	志木市福祉課
	14:40-15:10	0.5	30	成年後見制度の基礎	地域福祉・権利擁護の理念 日常生活自立支援事業	志木市社会福祉協議会
12/1	10:00-12:00	1.0	60	民法の基礎	家族法	司法書士
		1.0	60	民法の基礎	財産法	司法書士
	休憩（60分）					
	13:00-14:30	1.5	90	関係制度・法律	介護保険制度	志木市高齢者ふれあい課
	休憩（10分）					
	14:40-15:40	1.0	60	関係制度・法律	高齢者施策／高齢者虐待防止法	志木市高齢者ふれあい課
休憩（10分）						
	15:50-16:50	1.0	60	関係制度・法律	障害者施策／障害者虐待防止法	厚生労働省障害福祉課 虐待防止専門官
12/8	10:30-12:00	1.5	90	関係制度・法律	関係諸制度の基礎 生活保護制度・健康保険制度・年金制度	社会保険労務士
	休憩（60分）					
	13:00-13:30	0.5	30	関係制度・法律	税務申告制度 等	税理士
	休憩（10分）					
	13:40-14:40	1.0	60	市民後見活動の実際	後見実施機関の実務と市民後見活動に対するサポート体制	志木市社会福祉協議会
休憩（10分）						
	14:50-15:50	1.0	60	市民後見活動の実際	現役市民後見人による実践報告	権利擁護支援員1名
実践研修（26時間）						
1/19	11:00-13:00	2.0	120	対人援助の基礎	対人援助の基礎	社会福祉士
	休憩（60分）					
	14:00-15:30	1.5	90	家庭裁判所の実際	家庭裁判所の実際	家庭裁判所参与員（税理士）
休憩（10分）						
	15:40-16:10	0.5	30	体験実習	体験実習についての留意点	志木市社会福祉協議会
1/26	10:50-12:50	2.0	120	成年後見の実務	申立手続き書類の作成	司法書士
	休憩（50分）					
	13:40-15:10	1.5	90	成年後見の実務	財産目録の作成	司法書士
休憩（10分）						
	15:20-16:50	1.5	90	成年後見の実務	後見計画・収支予定の作成	司法書士
2月中		2.5	150	体験実習	後見業務同行	志木市社会福祉協議会
		5.0	300	体験実習	施設実習（市内、高齢者・障がい者施設）	市内各施設
3/2	11:00-12:30	1.5	90	成年後見の実務	報告書の作成	司法書士
	休憩（60分）					
	13:30-15:00	1.5	90	成年後見の実務	後見報酬付与申立の実務	司法書士
休憩（10分）						
	15:10-16:40	1.5	90	成年後見の実務	後見事務終了時の手続き／死後事務	司法書士
3/9	11:00-16:00	5.0	300	課題演習	事例報告と検討	社会福祉士
	16:00-16:30	—	—	修了式		
		3.0	—	レポート作成	①体験実習を受けて ②自分が考える市民後見人像	

※ 本カリキュラムは、厚生労働省、法務省、最高裁判所がオブザーバーとして参加した「介護と連動する市民後見研究会」（事務局：NPO法人地域ケア政策ネットワーク）において策定された研修カリキュラムを参考に作成したものです。

※ 当養成講座の修了によって成年後見人等になることが約束されるものではありません。

ご利用いただける方

志木市または近隣市町村の
在住、在勤の方

ご相談方法

電話、面接等、状況に応じて行います。

相談員

成年後見支援センター相談員
(社会福祉士等)

利用料金

相談は無料です。
お気軽にご相談ください。

受付時間

月曜日～金曜日 9:00～16:00

休業日

土・日・祝・年末年始

問い合わせ・相談窓口

●電話：048-486-5130

●FAX：048-475-0014

●E-mail：kouken@shiki-syakyo.or.jp

●住所：〒353-0001

志木市上宗岡1-5-1

志木市総合福祉センター 1階

交通のご案内

現地案内図



現地拡大図



交通

志木駅東口から国際興業バス
「宗岡循環(宿先回り)」 「南与野駅西口」行き
「志木高校入口」下車、徒歩3分

駐車場

あり(約100台)

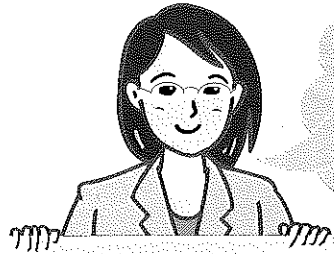
志木市成年後見 支援センター

「地域で安心・安全な暮らし」を応援します!



社会福祉法人志木市社会福祉協議会
<http://www.shiki-syakyo.or.jp/>

成年後見制度とは



成年後見制度には、法定後見制度と任意後見制度の2種類があるのをご存知ですか？

判断能力が十分でない高齢者、知的障がい者、精神障がい者などが地域で安心して生活できるよう、成年後見人等が家庭裁判所から選ばれることにより、その生活を法律的に保護し、支えるための制度です。法定後見制度と任意後見制度の2つがあります。

法定後見制度

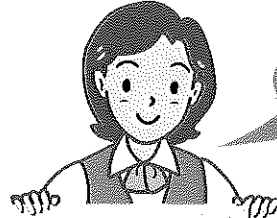
家庭裁判所への申立てにより、本人の判断能力の程度に応じた成年後見人等（後見人、保佐人、補助人）が選任され、法律上の権限に基づいて支援します。

任意後見制度

将来判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、自分が選んだ任意後見人と「任意後見契約」を公正証書で結んでおきます。本人の判断能力が不十分となった場合、本人や任意後見人の申立てにより任意後見監督人が選任され、具体的な支援が開始されます。

成年後見支援センターの業務

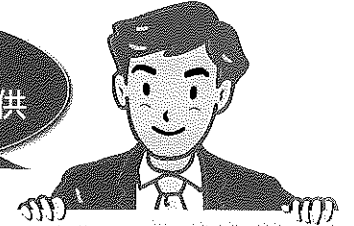
当センターでは、成年後見制度に関する情報を広く発信し、成年後見業務に関わる関係機関と連携しながら、以下のような業務を行っています。



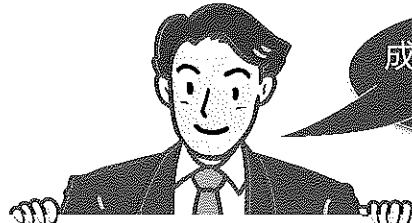
相談・手続き支援

- ①電話や窓口で、成年後見制度に関する相談をお受けします。
- ②成年後見制度を利用するための申立て手続きや、後見人等活動に関するアドバイス等、家庭裁判所や行政機関及び専門職、事業者等と連携しながら行います。

成年後見制度に関連した情報の提供



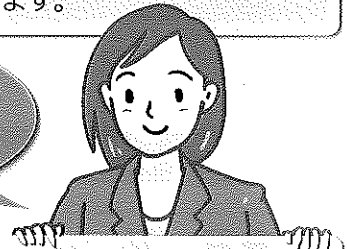
- ①成年後見制度を利用したいが、適切な後見人候補者がいないため、第三者による後見人を探している方に対し、専門職後見人や社会福祉協議会等の法人後見人、市民後見人等についての情報提供を行います。
- ②その他、権利擁護に関連したサービス等を紹介します。



成年後見制度の普及啓発

成年後見制度に関する講演会・講座等を実施します。

「市民後見人*」の育成・活動支援



- ①「市民後見人」の養成講座・研修等を実施します。
- ②「市民後見人」が、安全に後見活動ができるようサポートします。

*「市民後見人」とは、判断能力が十分でない方が住みなれた地域で安心して暮らせるよう身近な立場で、その方の生活を支援していく親族以外の市民による後見人のことです。

地域で支え合うために

今、自分にできることは何か—

新しい地域貢献のかたち～市民後見人～

11/10 開講

市民後見人養成講座基礎研修 受講生募集



日時

平成24年 **11月10日**～**12月8日**

毎週土曜日(全5日間) (土)

(土)

午前10時～午後5時まで

(11/10は午前9時から)
※裏面カリキュラム参照

会場

志木市総合福祉センター

参加費

2,000円(テキスト代等)

申込方法

電話、メールにて

定員

30名(応募多数は抽選)

切

10月31日(水)まで

「市民後見人」とは…?

認知症や障がい等により判断能力が低下した方々の財産や安心した生活を守るための「成年後見制度」において、親族や専門職ではなく、「地域に貢献したい!」という市民の方々の中から選ばれた成年後見人のことを言います。

申込み・
問合せ先

志木市社会福祉協議会・相談支援事業所

電話 048-475-2277

E-MAIL soudan@shiki-syakyō.or.jp

ホームページ <http://www.shiki-syakyō.or.jp/>